

「消費者基本計画工程表 改定素案」に関する意見募集について

1 意見募集の目的

政府においては、消費者基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定、令和 3 年 6 月 15 日変更）に基づき、消費者基本計画工程表（令和 5 年 6 月 13 日最終改定）を消費者政策会議決定し、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進しています。

消費者基本計画工程表は、関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、その取組予定を取りまとめており、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度改定することとされています。

今般、昨年 6 月の工程表改定後の各施策の実施状況等を踏まえ、「消費者基本計画工程表 改定素案」を取りまとめました。

つきましては、この「消費者基本計画工程表 改定素案」について、国民の皆様の御意見を募集いたしますので、御意見のある方は、以下により、御提出ください。

今後、お寄せいただいた御意見を踏まえて「消費者基本計画工程表 改定案」を作成し、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において改定します。

2 意見募集期間

令和 6 年 3 月 15 日（金）から 令和 6 年 4 月 15 日（月）12 時まで
（郵送の場合は同日必着）

3 御意見の提出方法

意見提出様式（別紙様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

御意見の提出に当たっては、「消費者基本計画工程表 改定素案」の該当箇所を明確にした上で、1 行につき 1 意見を記載してください。

なお、インターネット、電子メール又は郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

1 インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。

2 電子メールの場合

i.basicplan@caa.go.jp 宛て

電子メールの件名を「『消費者基本計画工程表 改定素案』に関する意見」としてください。

御意見については、別紙様式により提出してください。なお、他の様式により提出する場合は、担当までお問い合わせください。

3 郵送の場合

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁消費者政策課 宛て

封筒表面に「『消費者基本計画工程表 改定素案』に関する意見」と朱書きしてください。

別途、電子データによる送付をお願いする場合があります（提出方法は、上記電子メールの場合の方法を参照）。

4 留意事項

- 1 お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承ください。
- 2 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合の連絡のためにのみ利用します。

【本件の問合せ先】
消費者庁消費者政策課
宇津
TEL : 03-3507-9528 (直通)
MAIL : i.basicplan@caa.go.jp